

## 対面授業の受講が困難な学生への配慮について

基礎疾患を有するなど新型コロナウイルス感染症の重症化のリスクが高い学生、重症化リスクが高い家族と同居している学生、入国制限により渡日できない外国人留学生など、合理的な理由により対面授業の受講が困難な学生については、所定の方法で申請いただくことにより、配慮の可否及び内容について検討します。

### 1. 対象者

- ①基礎疾患その他のリスク因子\*により新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高い者
- ②基礎疾患その他のリスク因子により新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高い家族と同居している者

\*基礎疾患の例：

慢性閉塞性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、2型糖尿病、高血圧、心血管疾患、悪性腫瘍、脂質異常症、固形臓器移植後の免疫不全

疾患以外のリスク因子の例：

免疫抑制、妊娠後期、65歳以上の高齢者

※出典：[新型コロナウイルス感染症診療の手引き第6.2版\(令和4年1月27日\)](#)  
[「新型コロナウイルス感染陽性者の重症化リスク因子への対応等」\(第49回\)](#)  
[新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード\(令和3年8月25日\)](#)

- ③入国制限により渡日できない外国人留学生（渡日後の待機期間を含む）

上記に該当しない障害等により対面授業の受講が困難な方は、所属学部の学務グループ又はバリアフリー推進室（電話 029-228-8499）へご連絡ください。

### 2. 申請手続き

申請は学部ごとに受け付けます。申請方法・受付期間については、manabaの所属学科等「連絡用コース」で確認してください。

### 3. 配慮について

- 申請後、配慮について所属学部・研究科から回答します。回答に当たり申請内容に不明な点等がある場合は、状況を確認することがあります。
- 配慮する際は、前学期に履修登録するすべての対面授業科目が対象となります。
- 配慮の方法は授業科目により異なります。また、どうしてもオンラインでの代替が不可能な内容については、大学への登校が必要になる場合があります。
- 申請内容によっては配慮の対象とならない場合があります。また、申請内容に虚偽があった場合は、配慮を取り止めます。